

## 地域再生計画

### 1. 地域再生計画の名称

京丹後市「豊かな自然環境のまち」再生計画

### 2. 地域再生計画の作成主体の名称

京丹後市

### 3. 地域再生計画の区域

京丹後市の全域

### 4. 地域再生計画の目標

京丹後市は、平成16年4月1日、旧峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町及び久美浜町が合併して誕生した。京丹後市は、京都府の北端部の丹後半島に位置し、人口65,129人（平成17年4月1日現在）、面積501.84km<sup>2</sup>を有している。

産業では、古くから農林業や織物業が2大基幹産業として栄えてきたが、織物業についてはオイルショックや日本人の着物離れなど構造的な不況により低迷を余儀なくされている。農業については輸入自由化による打撃がある中で、690haの国営開発農地では特産品である甘藷やタバコなどが栽培され、また市内でとれる丹後米は「特A」にランクされている。

京丹後市の山々は、ブナ林やレッドデータブックにも掲載されているアベサンショウウオが生息するなど多彩な生態系を有し、そこから流れる水は市内を縦断する竹野川となり日本海に注いでいる。海岸線は、山陰海岸国立公園と若狭湾国定公園が交わり、鳴き砂で有名な白砂青松の琴引浜や、リアス式の海岸線が美しい丹後松島、そして大自然が作り上げた天かける橋「小天橋」など、大変風光明媚なところとなっている。

また以前は、流れの清き河川で、蛍が乱舞し、子供たちが魚を獲る元気な姿が見受けられた。しかし、高度経済成長と共に豊かになった生活環境、多様化する生活様式の中で、大量生産、大量消費等による環境問題、また農業でも生産力の向上をめざし化学肥料や農薬が使用され、家庭においては未処理の生活雑排水が川に流されるなど、河川の汚染が進み海岸線の漁獲量の減少にもつながるなど、豊かだった生態系に変化を生じさせることとなってきた。

こうした状況を踏まえ、当市では汚水処理施設整備の促進により、公共用水域の水質の保全、快適な生活環境をめざしてきた。具体的には、旧弥栄町で平成元年より農業集落排水事業に着手、旧久美浜町で平成4年度より公共下水事業、農

業集落排水事業に着手、旧丹後町で平成6年度より農業集落排水事業、公共下水道事業、漁業集落排水事業に着手、旧峰山町・大宮町では、両町で構成する一部事務組合で、平成7年度より公共下水道事業に着手、旧大宮町で平成9年度より農業集落排水事業に着手、旧網野町で平成7年度より公共下水道事業に着手している。

また、浄化槽（個人設置型）による汚水処理についても、旧久美浜町で平成元年度、旧丹後町で平成2年度、旧弥栄町で平成5年度、旧峰山町・大宮町・網野町で平成8年度よりそれぞれ取り組み、浄化槽（市設置型）による汚水処理も、旧久美浜町で平成15年度より取り組むなどして、市内の水質保全に努めている。

この結果、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、市全体で47%となったものの、いまだ低迷しており、全国平均77.7%を30ポイントも下回っているのが現状である。

このため、京丹後市では環境問題への取り組みを行う中で、汚水処理人口普及率を47%から70%に向上させるよう汚水処理施設の整備促進を一層促進し、生活雑排水の河川への侵入を防ぐことで、蛍が乱舞し、魚獲りの子供でいっぱいになるような河川の復活を目指す。これにより、丹後米をはじめとする農産品の品質向上や漁獲量を増加させるとともに、京丹後市の資源である自然環境を守ることで観光客の増加を図るなど、産業・環境面での地域再生を図る。

（目標） 汚水処理施設の整備促進

（汚水処理人口普及率を47%から70%に向上）

## 5. 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

京丹後市では、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を目的として、平成4年度に下水道法第4条により旧久美浜町で下水道事業認可を受け、事業に着手し、その後、旧峰山町・大宮町・丹後町・網野町においても、下水道法の事業認可を受け、現在六処理区で事業実施している。

浄化槽整備事業（個人設置型）については、平成元年度に久美浜町で事業実施を行い、その後、旧峰山町・大宮町・弥栄町・丹後町・網野町においても事業実施している。浄化槽整備事業（市設置型）についても、旧久美浜町で平成15年度より事業実施している。平成18年に策定した京丹後市水洗化計画を受け、浄化槽整備事業（市設置型）については、平成20年度からは京丹後市全域で実施する。

京丹後市では、今後より一層の汚水処理施設整備に取り組むとともに、リデュース・リユース・リサイクル活動の推進を啓発し、市民参加によるごみの減量化に取り組むことで、環境と共生する持続的な社会の構築、住環境の清潔保持、自然環境の保全を図り、「豊かな自然環境のまち」の再生を目指す。

## 5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

### ○ 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

公共下水道久美浜処理区……平成14年6月に事業認可

公共下水道網野処理区……平成16年9月に事業認可

#### [事業主体]

京丹後市

#### [施設の種類]

公共下水道事業、浄化槽（市町村設置型）、浄化槽（個人設置型）

#### [事業区域]

- ・ 公共下水道 京丹後市久美浜町の一部  
京丹後市網野町の一部
- ・ 浄化槽（市設置型） 京丹後市の一部
- ・ 浄化槽（個人設置型） 京丹後市の一部

#### [事業期間]

- ・ 公共下水道 平成17年度～21年度
- ・ 浄化槽（市設置型） 平成17年度～21年度
- ・ 浄化槽（個人設置型） 平成17年度～21年度

#### [整備量]

- ・ 公共下水道  $\phi 75 \sim \phi 600$  23,000m  
単独事業 17,600m
- ・ 浄化槽 589 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

公共下水道 久美浜処理区で 1,730 人

網野処理区で 1,900 人

浄化槽（市設置型） 960 人

浄化槽（個人設置型） 1,300 人

#### [事業費]

- ・ 公共下水道 事業費 2,328,000 千円（うち、交付金 1,164,000 千円）  
単独事業費 775,000 千円

・浄化槽（市設置型）事業費 295,527 千円（うち、交付金 98,509 千円）

・浄化槽（個人設置型）事業費 151,185 千円（うち、交付金 50,395 千円）

合 計 事業費 2,774,712 千円（うち、交付金 1,312,904 千円）  
単独事業費 775,000 千円

### 5-3 その他の事業

#### ○市民参加によるリデュース・リユース・リサイクル活動の推進等

海・山・川・里、美しい自然環境・多彩な生態系を有する京丹後市において、環境と共生する持続的な社会の構築、住環境の清潔保持を目指し、毎年6月を「ごみ減量・リサイクル推進週間」として市域全域で、リデュース・リユース・リサイクル活動の推進啓発、住民参加による道路の空き缶・ポイ捨てごみの回収を実施している。

また、期間中、鳴き砂で有名な白砂青松の琴引浜では、美しい海岸線を守るため、浜辺のごみをチケット代わりにした「はだしのコンサート」を開催することで、観光客や市民にごみの減量化の啓発を行っている。

秋には、環境省の主唱する「環境衛生週間」と連動して、市内全域で空き缶拾いやポイ捨てごみの回収を行うとともに、京丹後市の美しい海岸線、浜辺を守るため、全市民に呼びかけた漂着ごみの回収作業などの清掃活動も展開している。

### 6. 計画期間

平成17年度～21年度

### 7. 目標の達成状況に係る評価

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし状況を調査、評価し、公表する。また、必要に応じて事業の内容の見直しを図るために、「公共事業再評価委員会」で施設の整備状況等について評価・検討を行う。

### 8. その他地方公共団体が必要と認める事項

該当なし